

入札公告（電子入札案件）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年9月16日

福岡北九州高速道路公社

理 事 長 喜 安 和 秀

1. 工事概要

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。また、休日の確保を評価する現場閉所による週休2日工事（発注者指定方式）の試行案件である。なお、詳細は「週休2日工事試行ガイドライン 福岡北九州高速道路公社」によるものとする。

※予定価格は、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に月単位の4週8休以上の現場閉所率を達成した場合の補正係数を乗じた費用を計上している。

工 事 名	第302工区（豊～下臼井）樹木移植工事（その3）
工 事 場 所	福岡市博多区豊～下臼井地内 他
工 事 内 容	本工事は、福岡高速3号線延伸事業に伴い、支障となる樹木の移植及び樹木調査により移植不可と診断された樹木の撤去を行うもの。 1) 樹木移植・撤去工 1式 ①樹木移植（高木） 60本 ②樹木撤去（高木） 24本 ③支柱設置工 60本 2) 伐木工 1式 ①伐木工（低木、樹高60cm未満） 80㎡ ②伐木工（低木、樹高200cm以上300cm未満） 9㎡ 3) 付帯工 1式 ①舗装工 26㎡ ②舗装版切断 120m ③インターロッキング撤去 13m ④歩車道境界ブロック撤去・設置 40m ⑤地先境界ブロック撤去・設置 78m ⑥ツリーサークル撤去 6組 ⑦立入防止柵撤去・設置 120m
工 期	契約締結日の翌日から260日
主 要 資 材	リサイクル肥料 無機質系土壌改良材 肥料 埋戻し土
入札方式について	一般競争入札（価格競争）
建設リサイクルについて	建設リサイクル 有 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられている。
予 定 価 格	競争参加資格確認通知書にて通知する。
最低制限価格	競争参加資格確認通知書にて通知する。

2. スケジュール

① 申請書等提出期間	令和7年9月17日から10月1日 16:00まで
② 競争参加資格の確認結果通知日	令和7年10月27日
③ 入札書等提出期間	令和7年10月28日から11月5日 16:00まで
④ 開札日時	令和7年11月6日 13:30 (予定)
(注) 競争参加資格がないと認められた申請者がいた場合は以下のとおりとする。	
⑤ 修正公告の予定日	令和7年10月27日
⑥ 変更後の入札書等提出期間	令和7年10月28日から11月17日 16:00まで
⑦ 変更後の開札日時	令和7年11月18日 13:30 (予定)

3. 競争参加資格

3-1. 個別事項

- (1) 競争参加者は、**単体**とする。
- (2) 当公社の**令和6年度・令和7年度一般競争(指名競争)入札参加資格者名簿(令和7年8月1日版)**(以下「入札参加資格者名簿」という。)において、**造園工事**で認定されていること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された、本店、支店又は営業所等の住所が、**福岡県内**であること。
- (4) 競争参加資格に掲げる施工実績及び工事成績が、特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- (5) 令和3年4月1日から競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び**競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)**の提出期間の最終日までに元請として完成・引渡しが完了した、当公社発注工事(工事種別は**造園工事**に限る。)の**施工実績がある場合は、そのすべての工事成績評定通知書の評定点の平均が65点以上であること**(施工実績は、特定JVの場合も含む。)。

なお、この競争参加資格条件は、当該施工実績がある場合にのみ付される条件であるため、当該施工実績がない場合は、この条件を満たす必要はない。
- (6) 平成22年4月1日から申請書及び資料(以下「申請書等」という。)の提出期間の最終日までに元請として完成・引渡しが完了した、国、地方公共団体、公共法人(法人税法別表第1に掲げるもの。)、公益法人等(法人税法別表第2に掲げるもの。)又は国土交通省令(建設業法施行規則第18条)で定める法人が発注した、次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該実績が、当公社発注工事である場合は、工事成績評定通知書の評定点が65点以上のものであること(当該実績が、当公社発注工事でない場合は、この評定点が65点以上のものという条件を満たす必要はない。)

【同種工事】

樹木移植または樹木根回しの工事であること。

- (7) 次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を本工事に専任で配置できること。
その旨を明示する資料の提出がなされない場合は、競争参加資格はないものとする。
- ※ 建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者

は専任でなければならない。

- ① 配置予定の主任（監理）技術者は、申請書等の提出期間の最終日において所属業者と**3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが証明できること**。
- ② 1級造園施工管理技士、2級造園施工管理技士又は技術士〔建設部門又は森林部門（選択科目は「林業又は林業・林産」又は「森林土木」に限る。）〕の資格を有する者であること。
- ③ 監理技術者にあつては、申請書等の提出期間の最終日において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定技術者は、申請書等の提出期間の最終日において、他の工事（当公社以外の発注工事を含む。）に配置されている者についても申請は可とするが、契約後直ちに現場に専任者として配置できること。ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）については、工事現場への専任を要しない。
- ⑤ 平成22年4月1日から申請書等の提出期間の最終日までに元請として完成・引渡しが完了した、国、地方公共団体、公共法人（法人税法別表第1に掲げるもの）、公益法人等（法人税法別表第2に掲げるもの。）又は国土交通省令（建設業法施行規則第18条）で定める法人が発注した、次に掲げる**同種工事に技術者**（監理技術者、主任技術者、現場代理人、監理技術者補佐又は担当技術者）として従事した**施工実績を有すること**。

ただし、当該実績が、当公社発注工事である場合は、工事成績評定通知書の評定点が65点以上のものであること（当該実績が、当公社発注工事でない場合は、この評定点が65点以上のものという条件を満たす必要はない。）。

なお、競争参加資格に掲げる配置予定技術者の施工実績及び工事成績における従事期間は、1年未満の実工期にあつては実工期の1／2以上であること、1年以上の実工期にあつては180日以上であること。

【同種工事】

樹木移植または樹木根回しの工事であること。

- （8）本工事において、建設業法第26条第3項ただしの規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下、「専任特例1号を活用する監理技術者等」又は「専任特例2号を活用する監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の要件を全て満たさなければならない。

1）専任特例1号を活用する監理技術者等の場合（主任技術者及び監理技術者ともに活用可）

- ① 各建設工事の請負代金の額が、**1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）**であること。
- ② 建設工事の工事現場間の距離が、同一の専任特例1号を活用する監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故、その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の**移動時間が2時間以内**であること。
（移動時間は片道に要する時間）
- ③ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、**下請次数が3**を超えていないこと。
- ④ 当該建設工事に置かれる専任特例1号を活用する監理技術者等との連絡その他**必要な措置を講ずるための者**※（以下「連絡員」という。）を当該工事に置いていること。連絡員は各建設工事に置く必要があり、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することができる。

※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の実務経験を有すること。（当該建設工事と同業種の実務経験に限る）

- ⑤ 当該建設工事の施工体制を専任特例1号を活用する監理技術者等が**情報通信技術を利用する方法により確認するための措置**を講じていること。情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムが望ましい。
- ⑥ 当該建設工事を請け負った建設業者が、**人員の配置の計画書を作成し**、工事現場に備えおくこと。
- ⑦ 専任特例1号を活用する監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために**必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され**、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ⑧ 兼務する建設工事の数は、**2を超えないこと**。
- ⑨ 兼務できる工事は、**維持工事※以外の工事**でなければならない。

※維持工事とは、通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

2) 専任特例2号を活用する監理技術者の場合（監理技術者のみ活用可）

- ① 建設業法第26条第3項第2号による**監理技術者の職務を補佐する者**（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により**監理技術者の資格を有する者**であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は、所属業者と**3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること**。
- ④ 同一の専任特例2号を活用する監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め**同時に2件**までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全ての発注者から書面による承諾を得たうえで、これら複数の工事を一つの工事とみなす。）
- ⑤ 専任特例2号を活用する監理技術者が兼務できる工事は、**福岡県内の工事**でなければならない。
- ⑥ 専任特例2号を活用する監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の**職務を適正に遂行**しなければならない。
- ⑦ 専任特例2号を活用する監理技術者と監理技術者補佐との間で**常に連絡が取れる体制**であること。
- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ⑨ 専任特例2号を活用する監理技術者が兼務できる工事は、**維持工事※以外の工事**でなければならない。

※維持工事とは、通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工

事)をいう。

(9) 営業所の営業所技術者及び特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）を、本工事の主任（監理）技術者として配置を行う場合、以下の①～④の要件を満たす場合は、**特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。**なお、専任特例を活用する場合との併用はできない。

① 営業所技術者等が置かれている**営業所において請負契約が締結**された建設工事であること。

② 兼ねる**工事現場の数が1以下**であること。

③ (8) 1) ①～⑦を満たしていること。なお、(8) 1) ②について、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読み替える。

④ 営業所技術者等は、所属業者と**3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある**こと。

⑤ 営業所技術者等が兼務できる工事は、**維持工事***以外の工事でなければならない。

※維持工事とは、通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

(10) 建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合の建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについては、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第22号に規定する連結子会社からなる企業集団（ひとつの親会社である場合に限る。）に属する親会社とその連結子会社の間又は企業集団に属する連結子会社の間の出向社員を、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐として配置する場合、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和6年3月26日付け国不建技291号）の要件を満たさなければならない。

3-2. 一般的事項

(1) 工事等請負業者の選定に関する細則（平成12年9月20日福岡北九州高速道路公社細則第8号）第3条に該当する者でないこと。

(2) 入札に参加しようとする者の間に以下の①から③のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、当公社の競争入札心得（電子入札）（以下「競争入札心得」という。）第9条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

なお、親会社、子会社の定義は次のとおり。

・会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社、子会社

② 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (3) 申請書等の提出期間の最終日から開札の時までの期間に、福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領（平成14年3月11日理事長通達第15号。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、当公社発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。また、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

4. 入札手続等

(1) 担当部課

〒812-0055 福岡市東区東浜二丁目7番53号

福岡北九州高速道路公社 総務部 財務課 契約係 電話 092-631-3289

(2) 入札説明書・申請様式・設計書等の取得方法

当公社の情報公開システムからダウンロードすること。

【アドレス】

<https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06A0064006400600>

(3) 申請書等の提出期間及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に従い、申請書等を提出しなければならない。

① 提出期間：令和7年9月17日から10月1日 16：00まで

② 提出方法：電子入札システム及び郵送等によること。

・持参による提出は受け付けない。

なお、申請書提出期間の最終日より3営業日前の、令和7年9月26日、15：00までに「電子入札システムで提出する書類」及び「郵送等により紙で提出する書類」が提出されて、申請書及び添付資料に不足がある場合は、当公社から確認の連絡を行う。その際、再度申請書及び添付資料の提出期間及び提出方法は上記のとおり、4.（3）①及び4.（3）②とする。

ただし、参加資格の有無については、本連絡にて行わないものとし、要請した資料の提出を行った場合でも、競争参加資格を満たしていることを確定するものではない。

(4) 入札書及び入札金額の内訳書等入札の必要書類（以下「入札書等」という。）の提出期間及び提出方法

① 提出期間：令和7年10月28日から11月5日 16：00まで

② 提出方法：電子入札システムによること。

(5) 開札の日時及び場所

① 日 時：令和7年11月6日 13：30（予定）

② 場 所：福岡市東区東浜二丁目7番53号

当公社4階 総務部 財務課

③ そ の 他：競争参加資格が認められない申請者がいた場合は、修正公告を行い、次のとおりスケジュールを変更するため、必ず当公社のホームページを確認すること。

・修正公告の予定日 令和7年10月27日

・変更後の入札書等提出期間 令和7年10月28日から11月17日 16：00まで

・変更後の開札日時 令和7年11月18日 13：30（予定）

5. 入札の無効等

(1) 次の各号に掲げる入札は無効とする。

① 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

② 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

③ 別添の現場説明書において示した「入札上の注意事項」に違反した入札

④ 工事請負契約等の取扱いに関する細則（平成12年9月20日福岡北九州高速道路公社細則第7号）第10条の各号に掲げる入札

⑤ 競争入札心得第11条の各号に掲げる入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すこととする。

また、競争参加資格があることを確認された者であっても、開札の時ににおいて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者及び3. に掲げる資格のない者に該当することとなった者は、競争参加資格のない者に該当する。

6. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金：免除

② 契約保証金：要

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格による有効な入札を行った者を落札候補者とし、落札者の決定方法については、入札説明書によるものとする。

(3) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護または退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書等の差替えは認められない。

(4) 電子による入札参加ができない場合

I Cカードの取得手続中やシステム障害等のために、やむを得ず紙入札による申請を行う場合は、上記5.(1)の担当部課に電話連絡し、指示に従うこと。また、福岡北九州高速道路公社電子入札実施要領及び競争入札心得を熟読すること。

(5) 詳細は入札説明書による。